

(件名) ロサンゼルス市による夜間外出禁止令の発出 (その2)

○10日夕刻に発出された夜間外出禁止令は、本日以降も継続される予定のところ、補足情報を含めて、改めて以下の点にご注意ください。

- 1 期間： 当面の間実施。
- 2 時間： 午後8時～午前6時迄
- 3 対象地域： 高速道路110号線、5号線及び10号線で囲まれる地域。
詳細はロサンゼルス市の以下のサイトをご参照ください。

<https://lacity.gov/highlights/curfew-announced-downtown-los-angeles>

○ロサンゼルス市警察に確認したところ、夜間外出禁止令が発出されている時間帯については不要な外出は控えることが必要であるとした上で、以下のような説明がありました。

1 対象地域内に居住する人及び勤務している人については、外出禁止令の時間帯であっても寄り道せずに自宅に直行する場合には通行が可能。ただし、身分証明書と住所・勤務先を確認できる書類の携帯が必要。

2 外出禁止令の時間帯に旅行者等が空港や郊外から対象地域内のホテルに移動することは可能。ただし、食事や買い物、散策等の目的での外出は行わないよう留意。また、身分証明書とホテルの予約確認書類等、自身の行動を説明できる資料の携帯が必要。

○夜間外出禁止令の対象地域に居住する邦人の皆様、滞在中の皆様におかれては、夜間外出禁止令が敷かれている時間帯の外出は控えるようにご留意ください。仮に外出せざるを得ない場合は、上記を踏まえて身分証明書等必要書類を必ず携帯してください。

また、警察官から職務質問を受けた場合には、指示に従い丁寧に説明を行うようにしてください。